

横浜市行政不服審査会答申
(第113号)

令和4年2月15日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

令和3年5月13日付け別紙差押債権目録記載の「市県民税差押処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件各審査請求は、審査請求人が、横浜市都筑区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対してした地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第331条第1項第1号に基づく別紙差押債権目録記載の市県民税に係る徴収金の差押処分（令和3年5月13日付け。以下「本件各処分」という。）について、令和3年4月30日及び同年5月30日に各1万円を納付したにもかかわらず本件各処分がなされたこと、子どもの学資保険が差押えの対象となっていること等を理由に本件各処分が違法又は不当であるとして、本件各処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、令和3年4月30日に都筑区収納担当窓口において分納の申入れを行い、4月及び5月に各1万円を入金したにもかかわらず、処分庁が本件各処分を行ったことは、違法又は不当である。
- (2) 本件各処分のうち、別紙差押債権目録記載の各債権は、子どもの学資保険であり、このような債権を差し押さえることは違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、法及び国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）並びに関係法令に従って差押えを行ったものであり、適法かつ適正である。
- (2) 処分庁は、令和3年4月28日付け督促状を送付し、同年3月22日及び4月30日には口頭で、滞納がある以上は差押可能な財産があれば差押えを行う旨を説明しているため、本件各処分は適法かつ適正である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 事実関係について

本件において、審査請求人及び処分庁間で争いのない事実及び証拠等に照らし容易に認められる事実関係は、次のとおりである。

- ①審査請求人は、令和3年3月31日が納期限であった平成28年度相当分から令和2年度相当分までの市県民税合計金3,795,600円（以下「本件市県民税」という。）を納期限までに納付しなかった。
- ②処分庁は、令和3年4月28日付けで本件市県民税及び延滞金についての督促状を発付した。
- ③処分庁は、令和3年4月30日に本件市県民税について、使用期限が同年5月7日及び同月31日までの各1万円分の納付書を審査請求人に交付した。
- ④令和3年5月13日に至っても本件市県民税及び延滞金の完納が確認できなかったため、処分庁は同日、本件市県民税本税3,795,600円及び延滞金19,500円について、別紙差押債権目録記載の各債権について、第三債務者に対して債権差押通知書を送付し、審査請求人に対して差押調書（謄本）を送付し、本件各処分を行った。
- ⑤審査請求人は、令和3年4月30日及び同年5月30日に各10,000円を納付し、その後、同年10月30日までに合計25,000円を納付した。

(2) 法令の規定

ア 個人の市県民税について、法第319条第2項は、個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の県民税を併せて賦課し、及び徴収するものと規定し、法第13条及び法第319条の2は、普通徴収の方法によって徴収するときは、納税通知書を交付するものと規定する。

イ 法第329条第1項（県民税にあっては、法第335条）及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）第15条は、納税者が、納期限までに市県民税に係る徴収金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状を発しなければならないと規定する。

ウ 法第331条第1項（県民税にあっては、法第335条）は、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに滞納者がその督促に係る市県民税に係る徴収金を完納しないときは、当該市県民税に係る徴収金につき滞納者の財産を差し押えなければならないと規定する。

エ 法第331条第6項（県民税にあっては、法第335条）は、市県民税に係る徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によることとする。

オ 徴収法第62条第1項及び第54条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、併せて、差押調書を作成し、その

謄本を滞納者に交付するものとする」と規定し、徴収法第 62 条第 3 項は、差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずると規定する。

カ 国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号。以下「施行令」という。）第 21 条第 1 項は、差押調書の記載事項について、「滞納者の氏名及び住所又は居所」、「差押えに係る税の年度、税目、納期限及び金額」、「差押財産の名称、数量、性質及び所在」及び「作成年月日」を記載して徴収職員が署名押印（記名押印を含む。）をしなければならないと規定し、さらに、同条第 3 項は、債権を差し押さえた場合には、その債権の取立てその他の処分を禁ずる旨を差押調書の謄本に付記しなければならないと規定する。

キ 徴収法第 75 条から第 78 条までの規定は、差押えを禁止する財産について規定している。このうち、債権については徴収法第 76 条及び施行令第 34 条が給与債権について給与生活者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与の差押禁止額を定め、給料、賃金及びこれらの性質を有する債権（以下「給料等」という。）について、徴収法第 76 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの金額の合計額に達するまでの部分の金額は差し押さえることができないと規定する。

また、徴収法第 77 条及び施行令第 35 条は、社会保険について、社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、徴収法第 76 条を適用し、一部が差押禁止となると規定する。

ク 徴収法第 66 条及び第 67 条第 1 項は、差押えの効力は税額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶとし、徴収職員は、債権の取立てをすることができる」と規定する。

ケ 徴収法第 151 条第 1 項第 1 号は、滞納者の財産の換価を直ちにすることによりその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、滞納処分による財産の換価を猶予することができる」と規定する。

コ 法第 15 条の 5 第 1 項は、職権による換価の猶予について、「地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することがで

きる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない。」と規定し、同項第1号は、「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。」と規定する。

(3) 判断理由

ア 手続の違法があったか

法第329条第1項（県民税にあっては、法第335条）及び条例第15条は、納税者が、納期限までに市県民税に係る徴収金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状を発しななければならないと規定する。処分庁は、令和3年3月5日に、支払期限を同年3月31日とする納税通知書を交付したが、同日までに支払いがなかったため、令和3年4月28日付けで本件市県民税及び延滞金についての督促状を発付した。

その後、督促状を発した日から起算して10日を経過した日である令和3年5月8日までに審査請求人がその督促に係る市県民税に係る徴収金を完納しなかったため、処分庁は、同月13日、第三債務者に対する債権差押通知書を送達し、併せて、差押調書を作成し、その謄本を審査請求人に交付した。法第331条第1項（県民税にあっては、法第335条）は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納者がその督促に係る市県民税に係る徴収金を完納しないときは、当該市県民税に係る徴収金につき滞納者の財産を差押えなければならないと規定する。したがって、処分庁が差押えを行ったことも法令に従い適法である。

差押えに至る手続も、前述の法令の規定に従い適正であり、同手続に違法はない。

なお、審査請求人は、令和3年4月30日に都筑区収納担当窓口において分納の申入れを行い、同日及び同年5月30日に各1万円を入金したにもかかわらず、処分庁が本件各処分を行ったことは違法であると主張する。

しかしながら、同入金によっても本件市県民税及び延滞金は完納しないため、本件各処分の適法性・適正性に影響を及ぼさない。

以上により、本件各差押手続は法令の規定に従い適正であり、同手続に違法又は不当な点はない。

イ 子どもの学資保険の差押えについて

審査請求人は、別紙差押債権目録記載の各債権は子どもの学資保険であり、このような債権を差し押さえることは違法又は不当だと主張する。

処分庁が差押えを行った債権はいずれも生命保険契約に基づく積立配当金及び解約返戻金等の全ての支払請求権である。徴収法第76条及び第77条は差押えが制限される債権について規定しているが、同債権は徴収法第76条及び第77条に規定するいずれの債権にも該当しないため、処

分庁が別紙差押債権目録記載の各債権を差し押さえたことは適法かつ適正である。

ウ 換価の猶予について

なお、審査請求人は、差押えをされていると換価の猶予申請ができなくなるため、差押解除を求めるとも主張する。換価の猶予とは、その期間中は、その猶予に係る市県民税につき、差し押さえている財産の換価をすることはできない（徴収法第 151 条第 1 項本文、第 151 条の 2 第 1 項）という趣旨の規定であり、換価の猶予期間中の差押えを禁止するものではない（「国税徴収法基本通達の制定について」（国税庁長官通達昭和 35 年 1 月 27 日付徴徴 4－5 外 9 課共同）第 151 条関係 9、第 151 条の 2 関係 12）。

差押えが行われた後も換価の猶予申請を行うことはでき、現に処分庁は令和 3 年 9 月 7 日付け換価猶予許可処分を行い、同年 8 月 31 日から令和 4 年 7 月 31 日まで 11 か月間の換価猶予を行っている。

したがって、本件各審査請求のこの点の主張に理由はない。

(4) 結語

以上のとおり、処分庁が行った本件各処分は適法かつ適正であり、本件各審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は妥当である。

別紙 差押債権目録省略

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年7月20日	・ 審理手続の併合通知の送付
令和3年7月20日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年8月6日	・ 弁明書等の受理
令和3年8月13日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年9月6日	・ 反論書等の提出再依頼
令和3年11月5日	・ 質問書の送付
令和3年11月17日	・ 回答書の受理
令和4年1月7日	・ 審理手続の終結
令和4年1月11日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年1月18日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年2月15日	・ 調査審議